（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

［2～4　略］

5　四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表について、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

7　投資信託等について、四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項を記載する場合（投資信託等について、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載している場合を除く。）には、当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいい、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項（投資信託等に係るものに限る。）に係るものに限る。）について記載することを要しない。

8　投資信託等について、四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号に掲げる事項を記載することとなる場合であって、直前の事業年度に係る財務諸表に新財務諸表等規則第八条の六の二第一項第三号に掲げる事項を記載していない場合には、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項各号（投資信託等に係るものに限る。）に掲げる事項について記載することを要しない。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　［略］

［2～4　略］

5　連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　投資信託等については、第一項の規定にかかわらず、令和四年四月一日前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第三号に掲げる事項の記載を省略する

［項を加える。］

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下この項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

［2～4　同上］

5　四半期貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新四半期財務諸表等規則第八条の二第一項に規定する事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新四半期財務諸表等規則第八条の二第三項に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該金融商品の四半期貸借対照表計上額を注記しなければならない。

［項を加える。］

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　［同上］

［2～4　同上］

5　連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、当分の間、新連結財務諸表規則第十五条の五の二第一項第二号に掲げる事項の記載を省略することができる。この場合には、その旨及び当該出資の連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。

6　法第二条第一項第十号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品については、当分の間、新連結財務諸表規